

宿泊約款

[適用範囲]

当貸別荘が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

[宿泊契約の申込み]

宿泊予約の申込みをお引き受けの場合、その宿泊予約申込に対して宿泊者氏名、住所、電話番号、その他貸別荘が必要と認めた事項について告知を求める事ができます。

※お客様より開示いただきました個人情報には次に該当する場合を除き、第三者への開示はありません。

- 1 法令に従い警察、裁判所等の公共機関より開示の要求があった場合
- 2 刑法第 36 条「正当防衛」若しくは同法第 37 条「緊急避難」に相当する場合

※お客様の個人情報を当貸別荘並びに関連施設等の情報をご案内する際、使用する場合があります。

[宿泊契約の成立等]

当貸別荘は宿泊料全額の入金を確認した時点で成立するものとし、予約の解除料（キャンセル料）は、原則としてご宿泊日 20 日前から発生します。（別表 1 参照）

※お客様のご都合によりキャンセルの場合の返金の際の振込手数料はお客様のご負担となります。

※天災等不可抗力の場合のほか、ご宿泊者の責に帰さない理由である事を証明したときは、原則的にキャンセル料はいただいておりません。

[宿泊契約締結及び貸別荘利用の拒否]

次に掲げる場合において、宿泊契約の締結及び貸別荘利用に応じないことがあります。

- ① 満室により客室に空きがないとき
- ② 宿泊しようとする方が、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- ③ 宿泊しようとする方が、伝染病（疾患）であると明らかに認められたとき。
- ④ 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- ⑤ 天災、貸別荘の故障（急遽）その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- ⑥ 宿泊しようとする方が、満 18 歳満たないグループ等の場合（保護者了解可）
- ⑦ 宿泊しようとする方が、次の i) から iii) に該当すると認められるとき

i) 暴力団による不当な行為等の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に

- 規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会勢力
- ii)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - iii)法人でその役員が暴力団員に該当する者があるもの

- ⑧ご宿泊継続の拒絶は利用規則、宿泊約款及び自治体等の規則に従わないとき。
- ⑨当貸別荘内での賭博及び風紀を乱すような行為、隣接する場所に迷惑を及ぼすような言動、行為を行ったとき。
- ⑩当貸別荘内での販売、宣伝行為、広告物を配布するような行為を行ったとき。
- ⑪当貸別荘もしくは宿泊貸別荘職員（従業員）に対し、暴力的要求 行為が行われ、又は脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ったと認められるとき。あるいは、宿泊及び貸別荘利用に関し、合理的 範囲を超える負担を要求したとき。
- ⑫当貸別荘は、以下の事項に該当する場合、営業を中止、中断できるものとします。
 - i)戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、火災、停電等、その他の非常事態により、通常通り提供できなくなった場合。（尚、宿泊中上記のような非常事態及び自然災害等が起きた場合、ご宿泊者に不利益、損害が生じた場合においても、当貸別荘はご宿泊者に対してその責任を負わない。）
 - ii)その他、当貸別荘が必要と判断したとき。
- ⑬旅館業法第 5 条第 3 号「その他都道府県が条例で定める事由」に基づき当該各都道府県が制定する「旅館業法施行条例」の規定する宿泊拒否事由に該当するとき。

[宿泊の登録]

宿泊客は宿泊日当日、当貸別荘内の机においてある、「宿泊者名簿」に次の事項を登録していただきます。

- i)宿泊客全員の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- ii)外国人にあっては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- iii)出発日及び出発予定時刻
- iv)その他、当貸別荘が必要と認める事項

[客室の使用時間]

- ①チェックインは 15 時からとし、18 時前までに到着になれないときは到着時間をご連絡願います。ご連絡がない場合、都合によりカギのお渡しが遅くなる場合があります。又、こちらから連絡が取れない場合はキャンセル扱いの場合があります。
- ②チェックアウトは午前 10 時とします。チェックアウト時間を超えた場合、延長料金が掛かります。

[宿泊客の責任]

- ①ご宿泊者の自殺、犯罪行為、闘争行為などにより当貸別荘に不利益が生じた場合、行為を起こした本人及び親族へ迷惑料賠償請求をします。
- ②ご宿泊者の不注意により営業が存続できなくなった場合、係る費用を請求します。
- ③当貸別荘にてアルコール類を飲んで、ご宿泊者及び関係者が車を運転し(酒酔い・事故等)検挙されても責任は負いません。
- ④天災及びガス事故、その他宿泊利用者不注意により引き起こした事故又は、利用規約に従わない事故に関して、当貸別荘は責任を負いません。
- ⑤当貸別荘の宿泊に関する責任は、ご宿泊者が当貸別荘の管理者と宿泊の受付を行った時から始まり、ご宿泊者の出発後に管理者がチェックした後に終わります。
※管理者がチェックした後、貸別荘及び備品の盗難、破損等があった場合は、実費にて請求させていただきます。

[当別荘の責任]

- ①当貸別荘は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当貸別荘の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません
- ②当貸別荘は前項の規定にかかわらず、他の宿泊貸別荘があつてできないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当貸別荘の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

[宿泊客の手荷物又は携帯品の保管]

宿泊客がチェックアウト後、宿泊客の手荷物又は携帯品を当貸別荘に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当貸別荘は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は、所有者が判明しないときは、法令に基づき処理します。

[駐車場の責任]

- ①宿泊客が当貸別荘の駐車場をご利用になる場合、貸別荘は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

以上